

平成 25 年 12 月 20 日

株主の皆様へ

株式会社アパマンショップホールディングス

第 14 期 期末配当に関するご説明

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社は、平成 25 年 10 月 31 日開催の取締役会において、第 14 期期末配当の実施を決議し、平成 25 年 12 月 24 日より配当金のお支払いを開始させていただきますが、当該配当金の原資は「その他資本剰余金」でありますので「資本の払戻し」に該当し、税務上の「配当所得（みなし配当を含む）」に当たりませんので、その取扱い等について、ご案内をさせていただきます。

具体的な取得価格の計算、当社株式のご売却による譲渡所得税額の計算につきましては、株主の皆様個々のご事情によって異なりますので、次頁の「今回の配当金の税務上のお取扱いについて」をご高覧いただきましたうえで、大変お手数ですがお取引の口座管理機関（証券会社等）または最寄りの税務署もしくは税理士等にご相談いただきたくお願い申し上げます。

なお、証券会社で「特定口座」をご利用の株主様の取得価額の調整方法等は、口座の種類により処理方法が異なりますので、お取引の証券会社にご確認ください。また、今回の配当金は配当所得ではないため、配当控除の対象とはなりませんので、確定申告の際はご注意ください。

敬 具

このお知らせは、今回の配当金の税務上のお取扱い、税法の規定により株主の皆様にご通知すべき事項をご説明するものであり、株主の皆様個々のご事情によってご対応が異なりますので、全てを網羅するものではございません。具体的な税務上のお手続等につきましては、最寄りの税務署または税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。

また、このお知らせは、株主様が今後当社の株式を売却する場合の「取得価額」の調整式を記載しておりますので、保管くださいますよう、併せてお願い申し上げます。

このご説明は当社ホームページ（<http://www.apamanshop-hd.co.jp/>）上にも掲載いたします。

1. 今回の配当金の税務上のお取扱いについて

(1) 今回の配当金の所得区分について（所得税法第24条、同法第25条等）

- ・ 今回の当社配当金は「その他資本剰余金」を原資としており、「資本の払戻し」としてのお取扱いとなります。（「みなし配当」にも該当いたしません）
- ・ 配当所得ではありませんので、所得税等の源泉徴収の対象とはなりません。また、配当控除の対象にもならないため、確定申告の際にはご注意ください。
- ・ 今回の当社配当金は、資本の払戻しに該当いたしますが、(2)の計算式により「みなし譲渡損益」が発生する場合がありますのでご注意ください。

(2) みなし譲渡損益について（租税特別措置法第37条の10）

- ・ 税法の規定により、株主の皆様には「みなし譲渡損益」が発生する場合があります。
- ・ 以下の「①収入金額とみなされる金額」から「②取得価額」を控除した金額が、譲渡所得等（「みなし譲渡損益」）に該当いたします。（純資産減少割合は(4)(5)をご参照ください。）

$$\boxed{\text{①収入金額とみなされる金額}} = \boxed{\text{払戻し等により取得した金銭等の価額の合計額}}$$

$$\boxed{\text{②取得価額}} = \boxed{\text{従前の取得価額の合計額}} \times \boxed{\text{純資産減少割合}}$$

$$\boxed{\text{みなし譲渡損益 (①-②)}} = \boxed{\text{①収入金額とみなされる金額}} - \boxed{\text{②取得価額}}$$

[例] 当社の株式を1株当たり5,000円で10株購入していた場合

$$\text{①収入金額とみなされる金額} = 100 \text{円 (1株当たり配当額)} \times 10 \text{株} = 1,000 \text{円} \quad (\text{円未満切り捨て})$$

$$\text{②取得価額} = (5,000 \text{円} \times 10 \text{株}) \times 0.024 = 1,200 \text{円} \quad (\text{円未満切り上げ})$$

$$\text{「みなし譲渡損益」} = \text{①}1,000 \text{円} - \text{②}1,200 \text{円} = \triangle 200 \text{円} \quad (\text{この場合はみなし譲渡損})$$

※「資本の払戻し」に係る「みなし譲渡損益」の課税については、特定口座での計算対象ではありませんので、原則として確定申告が必要となりますが、計算対象とする証券会社もございますので、お取引の証券会社にご確認をお願いいたします。

- ①特定口座の源泉徴収口座の方は、お取引の口座管理機関（証券会社等）にお問い合わせください。
- ②上記①以外の特定期口座の方及び一般口座の方は、「みなし譲渡損益」が発生した場合、原則として確定申告が必要となります。所得状況等により申告不要とされる場合もございますが、株主様個々のご事情により異なってまいりますので、最寄りの税務署、税理士等にご相談ください。

(3) 取得価額のお取扱いについて（所得税法施行令第114条第1項）

- ・税法の規定により、株主の皆様のご当社株式の取得価額が調整されます。
- ・調整式は以下の通りです。（純資産減少割合は(4)(5)をご参照ください。）

$$\boxed{\text{1株当たりの新しい取得価額}} = \boxed{\text{1株当たりの従前の取得価額}} - \boxed{\text{1株当たりの従前の取得価額} \times \text{純資産減少割合}}$$

【例】当社の株式を1株当たり5,000円で10株購入していた場合

$$\text{「新しい取得価額」} = (5,000 \text{円} \times 10 \text{株}) - (5,000 \text{円} \times 10 \text{株} \times 0.024) = 48,800 \text{円}$$

（円未満切り上げ）

- ※「特定口座」をご利用の株主様の場合、お取引の証券会社が取得価額の調整を行う場合もございますので、お取引証券会社にご確認ください。
- ※「特定口座」をご利用でない場合には、上記の計算式により取得価額を調整していただく必要があります。

(4) 個人株主の皆様へのご通知事項

所得税法施行令第114条第5項に規定する事項	ご通知事項
純資産減少割合（資本の払戻しに係る所得税法施行令第61条第2項第3号に規定する割合）	0.024 （小数点以下3位未満切り上げ）

(5) 法人株主の皆様へのご通知事項

法人税法施行令第23条第4項に規定する事項	ご通知事項
金銭その他の資産の交付の起因となった法人税法第24条第1項各号に掲げる事由	資本の払戻し
その事由の生じた日	平成25年12月24日
みなし配当額に相当する金額の1株当たり金額	該当しません

法人税法施行令第119条の9第2項に規定する事項	ご通知事項
純資産減少割合	0.024 （小数点以下3位未満切り上げ）
減少した資本剰余金の額	195,582,800円

2. 本件に関するご照会先

(1) 「本説明書」についての一般的なご照会

三井住友信託銀行株式会社

証券代行部：0120-782-031

受付時間：午前 9:00～午後 5:00

(土日祝日等銀行休業日を除く)

(2) 株主様各位の取得価額の調整に関する具体的なご照会

お取引の口座管理機関（証券会社等）または最寄りの税務署もしくは税理士等にご相談ください。

(3) 税務申告等に関するご照会、ご相談

最寄りの税務署または税理士等にご相談ください。

3. 今回の当社配当金に関するQ&A

Q1 今回の配当金について源泉徴収が行われないのはなぜか。みなし配当でもないのか。

A1 今回の配当は、資本剰余金を原資としており、所得税法上の配当所得に該当しないためです。
また、みなし配当にも該当いたしません。

Q2 今回の配当金は配当控除の対象にはならないのか。

A2 配当所得ではありませんので、配当控除の対象にはなりません。

Q3 今回の配当金には、まったく課税されないのか。

A3 みなし譲渡損益が発生する場合があります。

Q4 譲渡損益に関する、収入金額とみなされる金額等はどのように計算すればよいのか。

A4 2頁1.(2)に掲載した計算式をご参照ください。詳しい計算方法ならびに具体的な税務上の取扱い等については、最寄りの税務署または税理士にお問い合わせください。

Q5 所有株式の取得価額の調整はどのように行えばよいのか。

A5 3頁1.(3)に掲載した計算式をご参照ください。詳しい計算方法については、最寄りの税務署または税理士にお問い合わせください。

以 上